

遠軽町新庁舎自動販売機設置事業者公募要項

遠軽町新庁舎における自動販売機を設置するための事業者（以下「事業者」という。）の募集に参加される方は、この要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申込みください。

1 自動販売機の設置場所及び台数

設置場所	設置可能面積	台数	備考
紋別郡遠軽町1条通北3丁目1番地1 遠軽町新庁舎 1階	1.3 m ² 以内 (幅：1.3m以内) (奥行：1.0m以内)	1台	清涼飲料水等
紋別郡遠軽町1条通北3丁目1番地1 遠軽町新庁舎 1階	1.3 m ² 以内 (幅：1.3m以内) (奥行：1.0m以内)	1台	清涼飲料水等
紋別郡遠軽町1条通北3丁目1番地1 遠軽町新庁舎 2階	1.43 m ² 以内 (幅：1.3m以内) (奥行：1.1m以内)	1台	カップ式 (水道あり)

※設置場所については別紙位置図を参照してください。

2 設置期間

令和8年7月21日から令和9年3月31日まで

※遠軽町新庁舎の開庁日は令和8年7月21日（火）の予定です。

3 スケジュール

令和 8年 5月 1日（金）	公募開始、応募書類受付開始、質問受付開始
令和 8年 5月 22日（金）	質問受付締切
令和 8年 5月 29日（金）	応募書類受付締切
令和 8年 6月 12日（金）	事業者の決定
令和 8年 6月 26日（金）	行政財産使用許可申請書提出期限
令和 8年 7月 10日（金）	行政財産使用許可通知日
令和 8年 7月 13日（月）	自動販売機設置期間（許可期間開始日前日まで）
令和 8年 7月 21日（火）	許可期間開始日

4 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人が事業者として応募することができます。

- (1) 法人であり、飲料メーカー企業、ベンダー企業及び飲料水を扱っている者であり、自動販売機の設置及び管理業務を履行できる能力があると認められる者であること。
- (2) 遠軽町の指名停止措置を受けている又は遠軽町の指名停止に該当する行為を行った又は不利益処分（違法又は不適法な行為によるものである場合に限る。）を受けている者でないこと。
- (3) 次の①から⑥までのいずれにも該当しない者（①から⑥までのいずれかに該当する者であって、その事実があった後2年を経過した者を含む。）であること。
 - ① 遠軽町との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ② 遠軽町が実施した競争又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

- ③ 落札者が遠軽町と契約すること又は遠軽町との契約者が契約を履行することを妨げた者
- ④ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定により遠軽町が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- ⑤ 正当な理由がなくて遠軽町との契約を履行しなかった者
- ⑥ 前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当しない者であること。
- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。
- (8) 自動販売機の設置業務(自らが管理・運営するものに限る。)について、3年以上の実績を有していること。

5 事業者の業務の範囲

- (1) 維持管理業務
 - ① 設置期間の開始、設置期間の終了その他必要な場合における自動販売機の撤去、据付、付帯工事のすべて
 - ② フルオペレーションによる販売管理(自動販売機のメンテナンス、商品の補充、金銭管理、空容器回収処理等の一切を含む)
 - ③ 故障、こじあけによる盗難、その他の臨機の処置(故障並びに問合せ及び苦情への対応、地震・台風その他天災への事前対策及び事後対応等)
- (2) 諸手続等
 - ① 遠軽町が業務の適正を期するために必要とする情報の提供
 - ② 遠軽町が業務の適正を期するために必要とする実地調査に対する協力
 - ③ この事業の遂行に当たって必要とされる諸手続

6 使用条件

- (1) 使用許可の期間

使用許可の期間は、令和8年7月21日から令和9年3月31日までの期間とします。令和9年4月1日以降、継続して使用しようとする場合は10年を限度とし、当初遠軽町が設定した使用条件を変更しないことを条件として1年毎に申請を行うことにより、使用許可を受けることができます。

ただし、公用・公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと遠軽町が判断した場合に限ります。
- (2) 行政財産使用料(以下「使用料」という。)
 - ① 使用料

使用料は遠軽町行政財産使用料徴収条例(平成17年遠軽町条例第64号)第2条及び第3条の規定に基づき算定した額とします。

《参考》

自動販売機設置料：1台につき3,780円(年額)

※1年に満たない場合には月割りで算定します。
 - ② 使用料の納入

使用料は、年度ごとに遠軽町が発行する納入通知書により、遠軽町が指定する期限までに当該年度分を納入してください。
- (3) 必要経費の負担

- ① 事業者が負担すべき経費
自動販売機の設置・入替・運用・維持補修及び撤去に要する一切の費用
- ② 電気料
使用料のほか、電気料を別途徴収します。遠軽町が年間消費電力量等により算定する電気料を、年度ごとに発行する納入通知書により、指定する期限までに当該年度分納入してください。
- ③ 水道料
2階に設置するカップ式の自動販売機については、使用料及び電気料のほか、水道料を別途徴収します。遠軽町が算定する水道料を、年度ごとに発行する納入通知書により、指定する期限までに当該年度分納入してください。

7 自動販売機の設置方法

- (1) 省エネタイプの自動販売機であること。
- (2) 電子マネー対応の機種であること。
(電子マネー対応機種の納品が遅れる等、事情が生じる場合には遠軽町と協議するものとする。)
- (3) 自動販売機及び空容器回収箱を設置すること。
- (4) 1階に設置する自動販売機のうち1台は災害対応型であること。
- (5) 2階に設置する自動販売機はカップ式とすること。
- (6) 2台以上設置する場合は、それぞれの自動販売機の販売内容はすべて異なるものとする。

8 条件

- (1) 事業者は、自動販売機の設置場所（以下「使用財産」という。）を業務の目的以外に使用し、又はその使用する地位を譲渡し、もしくは転嫁しないこと。
- (2) 事業者は、使用財産の現状を変更しようとするときは、あらかじめ遠軽町の承諾を得ること。
- (3) 事業者は、使用財産の現状を変更したときは、遠軽町が認めるものを除くほか、返還の際これを現状に復し、又はその損害を弁償しなければならない。
- (4) 次に掲げる事由が生じたときは、遠軽町は自動販売機設置事業者の選定を取消し、使用を制限し、又は退去させることができる。
 - ① 遠軽町が使用財産を公用又は公共用のために必要とするとき
 - ② 上記の使用条件に違反したとき
 - ③ 遠軽町暴力団排除条例（平成24年遠軽町条例第25号）第2条第1号から第3号に該当すると判明したとき
 - ④ 不正の手段により許可を受けたとき
 - ⑤ 使用財産の管理の不備により、事故等が発生したとき
 - ⑥ 使用財産の管理が良好でないとき
 - ⑦ 使用料、電気料及び水道料を、指定した納付期限までに納付しないとき
 - ⑧ 財産の使用にあたり、法令の規定による必要な許可又は許可等を失ったとき、若しくは自動販売機設置業者公募にかかる応募条件に反する状態となったとき
- (5) 前項の規定による選定の取消しによって生じた損害について、遠軽町は賠償の責めを負わない。
- (6) 酒類、ビールテイスト飲料（いわゆるノンアルコールビール等）及び公共施設にふさわしくない商品は販売しないこと。
- (7) 遠軽町において必要があるときは、使用財産について実地検査し、又は報告を求

め、維持使用に関し指示することができる。

- (8) 事業者は、その管理上の瑕疵による事故等については、一切の責任を負うこと。
- (9) 事業者は、業務の履行にあたり知り得た秘密を第三者に漏洩し、又は他の目的に利用してはならない。設置期間が終了し、又は取消された後においても同様とする。

9 応募の手続き

本応募に参加を希望する事業者の受付手続等は、以下のとおりです。本要綱「4 応募資格要件」を満たしていることを確認の上、応募書類を提出してください。

(1) 応募書類の受付

- ① 受付期間
令和8年5月1日（金）から令和8年5月29日（金）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）
- ② 受付場所
遠軽町総務部総務課庁舎管理担当
住 所：北海道紋別郡遠軽町1条通北3丁目1番地1
電話番号：0158-42-4811（内213）
- ③ 提出方法
書類は必ず受付場所に提出してください。（郵送による提出可。）
- ④ 費用の負担
応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2) 応募書類の内容

- ① 応募申請書
- ② 企画提案書
- ③ 登記事項全部証明書
- ④ 定款（最新のもの）
- ⑤ 誓約書
- ⑥ パンフレット等（自動販売機の年間消費電力量がわかるもの）

(3) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了承ください。

(4) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

10 質問の受付

(1) 受付期間

公募開始日から令和8年5月22日（金）午後5時まで

(2) 提出方法

質問書（遠軽町指定様式）をご使用いただき、(1) 質問受付期間内に「9（1）②受付場所」までご持参されるか電子メールにて提出してください。

提出先：soumu@engaru.jp

- ① 送信後、必ず電話で着信の確認をお願いします。
- ② 質問への回答は遠軽町ホームページに掲示し、個別には回答しません。

11 事業者の決定

- (1) 遠軽町に設置する公募審査会において、提出された応募書類の審査を行い、「4 応募資格要件」に定める内容をすべて満たす事業者で、最も評価が高いと認められる者を事業者に決定します。

なお、最も評価の高かった者が、募集条件等を満たしていないことが判明した場合は、その者を失格とし、次に評価が高いと認められる者が同様に募集条件等を満たしていないことが判明した場合は、以下同様とします。

(2) 事業者の公表等

事業者の決定は、令和8年6月12日（金）の予定です。事業者を決定したときは、応募者全員に文書で通知するとともに、遠軽町ホームページに事業者名を掲載します。

1 2 使用許可申請の手続き

事業者に決定した者は、令和8年6月26日（金）までに、行政財産使用許可申請書等を提出してください。

《行政財産使用許可申請提出書類》

- ① 行政財産使用許可申請書
- ② 使用位置図

1 3 事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、事業者としての決定を取り消します。

- ① 正当な理由なくして指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合
- ② 事業者が応募者の資格を失った場合

1 4 その他留意事項

使用許可の手続きに関する一切の費用については、事業者の負担とします。

1 5 担当課（問い合わせ先）

紋別郡遠軽町1条通北3丁目1番地1

遠軽町総務部総務課庁舎管理担当

TEL 0158-42-4811

電子メール soumu@engaru.jp